

令和7年度 第1回

稲城市都市計画審議会会議録

令和7年8月18日（月）

令和7年度第1回  
稲城市都市計画審議会会議録

日 時：	令和7年8月18日（月） 午後2時00分～午後3時00分
場 所：	稲城市役所 4階 議会会議室

出席者	1番 中田 中	3番 鈴木 誠
	4番 岩佐 賢治	5番 梶浦 みさこ
	6番 永吉 申二	7番 種田 匡延
	8番 佐藤 しんじ	9番 松本 一宏
	10番 三木 伸展	11番 小松 萌
	12番 市古 太郎	

欠席者 2番 奈良部 義彦

事務局	都市建設部長	小澤 一浩
	都市建設部まちづくり計画課長	谷口 賢史
	都市建設部まちづくり計画課都市計画係長	藤原 悠紀
	都市建設部まちづくり計画課都市計画係副係長	大野 高央
	都市建設部まちづくり計画課都市計画係主事	伊是名 帆邑理
	都市建設部まちづくり計画課開発指導係長	秋山 俊郎
	都市建設部まちづくり計画課開発指導係主事	長野 吉宏
	都市環境整備部区画整理課公共施行係長	島原 敏一

日程第1 議席の決定

日程第2 会長職務代理の指名

日程第3 協議案件

- (1) 多摩都市計画道路（7・5・2号公園通り梨の道線）の変更
- (2) 多摩都市計画公園（第2・2・14号矢野口公園）の変更
- (3) 多摩都市計画用途地域 榎戸地区の変更
- (4) 多摩都市計画高度地区 榎戸地区の変更
- (5) 多摩都市計画地区計画 稲城榎戸地区地区計画の変更

署名委員	7番 種田 匡延
	8番 佐藤 しんじ

市古議長

只今より令和7年度第1回稲城市都市計画審議会を開会いたします。本日は、奈良部委員が欠席されておりますが、稲城市都市計画審議会条例第7条第2項により、会議は成立します。

それでは、日程に沿いまして、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1「議席の決定」でございます。

稲城市都市計画審議会運営規則第5条第1項により議席を定めます。只今、ご着席の席を本議席とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、日程第2「会長職務代理の指名」でございます。

これまで会長職務代理を務めていた池田委員は、稲城市議会選出委員の変更に伴い、委員の職を辞しております。

会長職務代理の指名につきましては、本審議会運営規則第3条第6項により、会長が指名することとなっております。

本審議会の慣例といたしまして、市議会選出の委員の方に、会長職務代理をお願いしておりますので、池田委員に替わり、中田委員をお願いしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

異議がないようですので、会長職務代理は、中田委員をお願いいたします。

続きまして、「議事録署名委員の指名」でございます。

稲城市 都市計画審議会運営規則第19条第3項によりまして、議長が指名することとなっております。本会議の議事録署名委員は、議席番号7番の種田委員及び議席番号8番の佐藤委員を指名いたします。両委員よりよろしくお願いいたします。

それでは、日程第3「協議案件」に移ります。

協議案件1「多摩都市計画道路（7・5・2号公園通り梨の道線）の変更」

協議案件2「多摩都市計画公園（第2・2・14号矢野口公園）の変更」

協議案件3「多摩都市計画用途地域 榎戸地区の変更」

協議案件4「多摩都市計画高度地区 榎戸地区の変更」

協議案件5「多摩都市計画地区計画 稲城榎戸地区地区計画の変更」でございます。本案件につきましては、一括議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

まちづくり計画課長

まずは、都市計画変更を予定している榎戸地区の概要について説明させていただきます。その後、担当より都市計画変更の内容について説明させていただきます。

こちらは榎戸地区の位置を表した地図でございます。稲城市役所から東側、矢野口駅に向かっていきますと榎戸地区があります。榎戸地区につきましては、市施行による土地区画整理事業を現在、進めているところでございます。

こちらが本地区の土地区画整理事業設計図となります。北側が都道の旧鶴川街道、東側が都道の読売ランド線、南側が三沢川、西側が既に完了しております稲城中央土地区画整理事業地に囲まれた約25haの区域となります。事業進捗といたしましては、令和6年度に全ての建物移転が完了し、今後は道路や公園の整備を進めていく予定でございます。道路や公園の整備に向けて、現在、区画整理課において検討を進めておりますが、榎戸地区の東側で既に都市計画決定をしております道路の幅員や公園の位置、形状について変更を予定しております。そのため、今回、都市計画変更に向けた協議をさせていただくものでございます。それでは、変更の内容について、担当より説明させていただきます。

都市計画係長

まず初めに都市計画道路の変更に関してご説明いたします。

協議案件1で、資料（1）となります。

今回、都市計画道路の変更を行う箇所は、多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線の榎戸交差点から多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線に入った幅員が30mの区間となります。こちらは、市施行の稲城榎戸土地区画整理事業の区域内でございます。

資料（1）1ページ、計画図となります。

多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線の変更につきましてご説明します。今回ご協議させていただく本路線を含め、稲城榎戸土地区画整理事業区域内におきましては、土地所有者等が中心となり、都市計画道路や都市計画公園といった都市計画施設の整備に関する方針を策定していくことを目的として、平成20年6月に「榎戸土地区画整理事業区域内都市計画施設等整備検討会」が設立されました。

本検討会では、多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線の幅員30m区間は、土地区画整理事業の着手時から、地域の顔となるよう道路中央に修景施設を配置する構想があったことから、本構想を踏まえて検討が行われました。

しかし、検討を進めていく中で、本検討会に加え、地域にお住まいの方々や交通管理者である警視庁からの意見を賜りました。主な内容としましては、隣接する都市計画公園を利用する子供のほか、自治会館や地域福祉活動の拠点を利用する方々の通行が想定されるため、より安全な道路として整備したい。また、道路中央の修景施設からの子供の飛び出しや修景施設を子供が遊び場として認識することでより危険が生じてしまうといった意見がありました。

これらの意見を集約した結果、「子ども、高齢者、障害のある方を守る道路としたい」、「沿道の方々が安心して利用できる道路としたい」、「近隣の方々が望んでいる道路をつくってほしい」との方向性を固め、道路形態を両側に歩道、中央に車道とするとともに、必要最低限の道路幅員に見直した計画としたいと考えております。

道路幅員については、多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線を挟んで対面にある、多摩都市計画道路3・4・12号読売ランド線の車道幅員と同等の13mを確保するとともに、多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園計画地西側の歩道幅員は多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線の幅員15.0m区間の歩道に合わせて、最低4.0m歩道を確保することとし、幅員を30.0mから24.5mに変更する計画としております。

今回の幅員変更を踏まえて、西側の歩道幅員は7.5m、車道幅員は13.0m、東側の歩道は4.0mの計画としています。

資料（1）2ページ、変更概要となります。

先ほど、ご説明した幅員の変更に関して記載しております。延長約630mのうち、約73m区間の幅員を30mから24.5mに変更します。

資料（1）3ページ、経緯の概要となります。

6月27日に説明会を行い、17名の方に出席いただきました。地区計画に関しましては、都市計画の原案の公告・縦覧を6月27日から7月11日まで行い、7月18日まで意見書の受付を行いました。期間中の縦覧者は0名、意見書の提出はありませんでした。本日8月18日に都市計画審議会でご協議させていただいております。今後は東京都知事協議、都市計画の案の公告・縦覧を終えたのち、11月頃に都市計画審議会でご諮問させていただきます。都市計画変更の告示は11月末日を予定しています。

これで、都市計画道路に関する変更説明を終わります。

次に、都市計画公園の変更に関してご説明いたします。

協議案件2で、資料（2）となります。

まず初めに稲城榎戸土地区画整理事業地内にある公園について説明します。

榎戸地区には現在、4つの都市計画公園があります。地区の北側、第一小学校の横に円覚寺公園、地区の西側に吉方公園、地区の南側に三沢川親水公園、地区の東側に今回都市計画変更の対象となります矢野口公園があります。今回変更の対象となるのは、矢野口公園のみです。

資料（2）1ページ、航空写真となります。

先程ご説明した通り多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線を安全な幅員に見直すことから、赤色で示した道路を予定していた区域を公園として多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園に追加する計画としています。

また、矢野口自治会館北側は暫定的に市民の皆様にご開放している

ことから今後も地域に寄り添った公園として利用するため、赤色で示した区域を多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園に追加する計画としています。

一方で、現在、多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線道路の沿道は、矢野口駅前の商業・業務施設などの地域支援機能を補完することとしています。現状は商業・業務機能が不足しています。そのことから、地域支援機能の補完を図るため公園の再配置を検討した結果、黄色で示した区域を多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園から外すこととしています。

資料(2) 2ページ、計画図となります。

航空写真で説明した際と同様に赤色で示した区域が多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園に追加される区域、黄色で示した区域が多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園から外す区域となります。

資料(2) 3ページ、変更概要となります。

変更内容は先ほど計画図でご説明した通りとなりますが、追加区域が約0.13ha、削除面積が約0.07haとなり、合計面積は約0.35haから約0.41haと約0.06haの増となります。

資料(2) 4ページ、経緯の概要書となります。

先ほど都市計画道路でご説明したスケジュールと同様となります。

都市計画公園の変更につきましては、以上となります。続いて、用途地域の変更についての説明となります。

#### 開発指導係長

多摩都市計画用途地域 榎戸地区の変更について説明をいたします。

協議案件3で、資料(3)となります。

資料(3) 2ページ、計画図となります。

今回変更いたしますのは、①②の箇所となります。

①については、多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の区域の変更に伴うものでございます。

②については、多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線の道路幅員の変更に伴うものでございます。

資料(3) 3ページ、用途地域等変更案となります。

緑色の区域が第一種中高層住居専用地域、オレンジ色の区域は準住居地域となります。

①のエリアについては、多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園南側の公園区域変更に伴い、隣接する土地と同様に準住居地域に変更いたします。

②のエリアについては、区域の境界が道路中心線となっており、多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線の中心線が西側へ移動したために、第一種中高層住居専用地域に変更いたします。変更内容は以上となります。

資料(3) 4ページ、計画書となります。

多摩都市計画として多摩市と稲城市を合わせた数値が記載されております。赤字の部分が今回の変更箇所となっております。

資料(3) 5ページ、稲城市のみの数値を記載した計画書となります。赤字の部分が今回の変更箇所となっております。差し引きで、1,664㎡(約0.2ha) 準住居地域が増加し、第一種中高層住居専用地域が減少しております。用途地域の変更につきましては、以上となります。

次に、多摩都市計画高度地区 榎戸地区の変更について説明をします。

協議案件4で、資料(4)となります。

変更箇所、変更理由につきましては、先ほどご説明した用途地域の変更と同じです。高度地区の変更の資料につきましては、資料(4)となりますが、計画図については、先ほどの資料(3) 2ページ、計画図と同様となりますので、資料(4)では省略させていただいております。

資料(3) 3ページ、用途地域等変更案をご覧ください。

緑色の第一種中高層住居専用地域については第一種高度地区、オレンジ色の準住居地域については、第二種高度地区となります。今回、用途地域の変更に併

せて、高度地区も変更となります。

資料（４）２ページ、変更概要となります。

用途地域の変更と同様に第１種高度地区が約0.2ha減少しており、代わりに第２種高度地区が約0.2ha増加しております。

高度地区の種類ごとの制限の内容については、資料（４）１ページ目に記載の通りですが、文字だけでは分かりづらいと思いますので、本日お配りした稲城市都市計画図の地図面に記載の高度制限の図を見ていただくと一目で分かるかと思っております。ご参照ください。高度地区の変更につきましては、以上となります。

次に、多摩都市計画地区計画 稲城榎戸地区地区計画の変更について説明をします。

協議案件５、資料（５）となります。

今回の稲城榎戸地区地区計画の変更では、先ほどご説明をいたしました多摩都市計画公園第２・２・14号矢野口公園や多摩都市計画道路７・５・２号公園通り梨の道線、用途地域等の変更に伴う変更が計３か所、それ以外の理由による変更が１か所ございます。

資料（５）３ページ、変更予定の計画図１となります。

稲城榎戸地区地区計画の区域については、ほとんど稲城榎戸土地区画整理事業区域と同様です。稲城榎戸地区地区計画は、用途地域や高度地区に併せて５つの地区区分に分かれております。

資料（５）５ページ、地区区分の新旧対照表となります。

用途地域が準住居地域の地区は、地区区分が住宅・商業複合地区に対応しており、用途地域が第一種中高層住居専用地域の地区は、地区区分が低層住宅地区Ａとなります。そのため、用途地域の変更に併せて、地区区分を変更いたします。

また、多摩都市計画道路３・１・６号南多摩尾根幹線沿いの太い黒い線は、壁面の位置の制限である一号壁面線を表しています。多摩都市計画公園第２・２・14号矢野口公園が計画されていた箇所は一号壁面線が無かったのですが、公園区域から外れることに併せて、一号壁面線を追加いたします。一号壁面線とは、資料（５）11ページの「壁面の位置の制限」の一つで、多摩都市計画道路３・１・６号南多摩尾根幹線沿道にかかる制限です。制限の内容としては、建築物の壁面を道路境界線から1m以上離す必要があるというものです。

資料（５）６ページ、地区施設（道路）の新旧対照表となります。

ピンク色の区画道路38号について、接続する多摩都市計画道路７・５・２号公園通り梨の道線の幅員縮小に伴い、区画道路38号が1.23mから1.29mへ延長されます。

最後に屋外広告物等の制限の一部見直しについて説明します。

資料（５）20ページをお開きください。

地区計画では、建物の屋根外壁、屋外広告物等に関して制限をかけていますが、今回その一部を見直しします。変更点としては赤字で記載している通り、多摩都市計画道路３・１・６号南多摩尾根幹線沿いに自家用以外の誘導看板も設置できるように変更します。この自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名等を表示するため、自己の住所、事業所、営業所等に表示する広告物のことを指します。これは、「稲城市都市計画マスタープラン」の土地利用の方針及び景観まちづくりの方針では、多摩都市計画道路３・１・６号南多摩尾根幹線沿いは、賑わいのある機能の誘導を図るとしており、今後、よりまちの賑わいを誘導するため、屋外広告物の規制を緩めることとしました。地区計画の変更につきましては、以上となります。

市古議長

只今、案件の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑がある方は、挙手をお願いします。

種田委員

多摩都市計画道路７・５・２号公園通り梨の道線の道路幅員についてお伺いし

ます。榎戸交差点付近は24.5mの幅員で、多摩都市計画公園第2・2・2号吉方公園の方に続く直線道路は15.0mの幅員となるようですが、幅員構成はどのようになりますか。

都市計画係長

榎戸交差点付近の道路幅員24.5mの構成は、西側歩道が7.5m、車道が4.0mずつ、東側歩道が4.0mとなり、車道のゼブラゾーンが道路幅員15.0m区間に差し掛かるにつれ収束します。

また、道路幅員15.0m区間の構成は、両側に歩道が4.0mずつ、車道が3.5mずつとなります。榎戸交差点付近から、道路幅員15.0m区間にさしかかる辺りで、西側の歩道が7.5mから4.0mに狭まる形となります。

小松委員

説明会での意見を受けて、今回の都市計画変更があると理解しています。多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線の中央に計画されていた修景施設を無くすことについて、説明会で近隣の方の意見を尊重して欲しいという声があったと先ほど伺いました。説明会に出席者された17名はどのような方なのか教えてください。また、説明会でどのような意見が出たのか教えてください。

都市計画係長

説明会は稲城榎戸土地区画整理事業区域に土地をお持ちの方が対象です。対象者約800人に説明会のご案内を送付し、当日の出席者は17名でした。

説明会の中で、多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線の中央に計画された修景施設を無くし、一般的な道路形態にするため道路幅員の見直しを行うという説明をしたところ、ご質問、ご意見は無く説明会は終了しました。

小松委員

説明会で修景施設に関する意見があったわけではないということですか。

都市計画係長

説明会では、意見はございませんでした。稲城榎戸土地区画整理事業では、都市計画施設の作り方を検討するため「榎戸土地区画整理事業区域内都市計画施設等整備検討会」を平成20年に立ち上げました。その検討会の中で、多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線の道路幅員の見直しに関して議論していただきました。稲城榎戸土地区画整理事業の立ち上げ時とは異なり、子供の安全や地域の安全を踏まえた道路形態としたいという声があったため、今回このような都市計画変更としました。

中田委員

多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線に関して、道路幅員15.0m区間では、修景施設の用地が無いと思います。吉方公園にかけて、ずっと修景施設として歩けるのであれば、道路中央に修景施設がなくても良いと感じます。

また、多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園を矢野口自治会館の北側にも追加する計画としていますが、今後矢野口自治会館側から多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線を挟んで対面にある、矢野口公園東側を行き来できるようにすることは考えていますか。

公共施行係長

矢野口自治会館側と多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園東側を結ぶ導線の確保については、区画整理課が交通管理者の警視庁と協議し、検討をしています。

中田委員

まさに検討しているということですね。

公共施行係長

はい。そうです。

三木委員

多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の在り方はどういう風に決まっていくのでしょうか。公園の使われ方によって、多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線の横断歩道の在り方も決まっていくと思います。

- 公共施行係長 多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の検討については、地元の方のご意見を伺いながら、設えをこれから検討していきます。現時点では、何ができるか未定となります。
- 三木委員 多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園は、元々は何を目的とした公園ですか。
- 公共施行係長 多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線が結ぶ、多摩都市計画公園第2・2・2号吉方公園と多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園が互いに機能を補完し合うような関係性の公園としていく計画となります。住民の方の意見が1番大切かと思いますが、現時点で市はそのように考えています。
- 三木委員 多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の整備の仕方によって、どのような範囲から利用者が来るのか、駐車場が必要なのか、駐輪場が必要なかが決まっていくと思います。住民からは、そのような意見は出にくいと思いますので、ある程度市が誘導していく必要があると思います。  
また、それが多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の東西に分かれた敷地をどのように上手く使っていくかに関係してくると思います。  
住民として、稲城中央公園にあるZEBRA Coffee&Croissantは利用者が多いと感じます。これだけ気温が高くなってくると、公園で遊んでいても日陰が無く大変です。そういった時に公園の近くにカフェがあることで、カフェで休憩してもう一度公園を利用する選択肢ができます。今回の都市計画変更で、稲城中央公園と同様のことがやりやすくなるのではないのでしょうか。  
多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線沿いの用途地域を変更し、商業施設を誘致するときに、カフェを設けて日陰を作ることが出来ると思います。住民がそういう意見を言うのは難しいところがあると思いますので、市が誘導して欲しいです。警視庁との協議の中で、どのような範囲から多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の利用者が来るのか、使ってもらう想定なのかを考えていただくと、自ずと今回の都市計画公園や用途地域の変更が生きてくるのかなと思います。
- 市古議長 委員の皆様から大事なご提案がありました。  
平成20年に榎戸土地区画整理事業区域内都市計画施設等整備検討会で、多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線のビジョンを示していましたが、今回道路構成の見直しについて説明がありました。次のビジョン、使い方、デザインに関して、市がリーダーシップを発揮しつつ、出来るだけ多くの専門家からの意見を聞きながら、市民の皆様も納得がいく公園づくり、道づくりをして欲しいと思います。今後の進め方については、市が設計をして説明会をするという流れになるのでしょうか。
- 公共施行係長 通常の公園整備では、市が原案を作成し、ワークショップを開催して地元の皆さんの意見を設計に反映していくという形をとっているため、多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園もそのような流れになると想定しています。
- 市古議長 ぜひ「梨の道線」というコンセプトを継承しながら進めて欲しいと思います。
- 種田委員 多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園は、子供会や青少年のイベントで使ったり、穴澤天神のお祭りで利用されています。矢野口地域には広い公園が無いので、ボール遊びができる広場が必要だと思います。  
また、多摩都市計画道路7・5・2号公園通り梨の道線という名称に関して、当初は沿道に梨屋さんがいっぱいあり、道路の中央に修景施設を作って観光遊歩道とするというアイデアであったと思いますが、現在は梨園も減ってきていることから、「梨の道線」という名称はどうなのかなとも感じます。

- 梶浦委員 多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園に関して、新たに矢野口自治会館北側を新たな公園区域として追加する経緯を伺いたいです。
- 公共施行係長 矢野口自治会館北側の敷地は、平成25年頃に土地区画整理事業用地を広場として開放しました。この土地は将来的に宅地になる予定でしたが、地元の方々から今後もずっと使わせてほしいと意見をいただきましたので、多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の公園区域に追加するという判断をしました。
- 梶浦委員 矢野口自治会館と一体的に利用できることから、地域のコミュニティ形成ができるスペースとなると期待しています。  
また、説明会に17名出席したと思いますが、新たな多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の追加区域についてどのようなご意見がありましたか。
- 都市計画係長 説明会で、自治会館北側を多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の区域に追加する説明をしましたが、特段意見は無かったので、こちらの計画を了解してもらったと認識しております。
- 梶浦委員 矢野口自治会館北側を多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の区域に追加したのは、地元からの要望があって、変更したということで良いのでしょうか。
- 都市計画係長 はい。そうです。
- 鈴木委員 多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線沿い、用途地域を準住居地域に変更する区域の底地は私有地になるのでしょうか。
- 公共施行係長 矢野口自治会館の北側、多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の区域に追加する土地は、稲城市と稲城市が土地区画整理事業を委託している東京都市づくり公社の土地となります。その土地と公園区域から外す多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線沿いの土地を等価交換します。  
ただし、多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線の方が土地単価が高いため、矢野口自治会館側から多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線沿いに持ってくる土地の面積は小さくなります。そのため、残りの土地は稲城榎戸土地区画整理事業の事業費に充てる目的で保留地処分をする予定です。
- 鈴木委員 公園区域から外す多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線沿い保留地処分をするということでしょうか。最終的に私有地となるのでしょうか。
- 公共施行係長 はい。そうです。
- 鈴木委員 稲城中央公園にあるZEBRA Coffee&Croissantは、都市計画公園の中に稲城市が建物を建てて、貸し出しています。  
また、大阪府の泉大津市のシーパsparkでは、公園の土地の一部を私有地として売り、公園では建てられないレストランを建てることで、公園と一体利用できるようにしています。多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園においても、現在の広場の形を残しつつ、公園と一体利用できるような商業施設誘導が出来ると思います。  
また、用途地域を準住居地域に変更する区域は、ジャイアンツタウンから降りてくる多摩都市計画道路3・4・12号読売ランド線と多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線が接続する稲城市の顔となる角地となるので、上手く活用して欲しいと思います。
- 市古議長 大事な意見だと思います。公園と隣接する事業用地を、公園と一体的に使って

いくことで、事業者と稲城市双方にメリットがあるような方法があると思います。空間のデザインに加えて、この地域のマネジメントが大事な稲城市のまちづくりの先端の取組になっていくと思います。

三木委員

全国的にコンペティションがたくさん行われています。広くアイデアを求めた後、住民の意見を踏まえてより良い計画としていくことも可能だと思います。

小松委員

多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の使い方、在り方について、航空写真を見ると近隣の農家さんが大きな影響を受けるということは無さそうだと感じます。

また、多摩都市計画道路7・5・2号が「梨の道線」と呼ばれていることを考えると、多摩都市計画公園第2・2・14号矢野口公園の在り方に関して、住民がどう使いたいかというだけでは、市として残していきたい、伝えていきたいまちづくりを反映しづらいと感じます。周辺の農家さん含めて、都市の空地である公園の計画に今後反映して欲しいです。

松本委員

「梨の道線」という名称ですが、現在は沿道に梨農家が3軒ほどしか無く、農家も高齢化し、いずれ梨が無くなってしまわないかと心配しています。

「梨の道線」という名称が良いのか、もう一度住民に確認した方が良いのではないのでしょうか。都市計画道路が完成したら沿道に梨園が無い可能性もあると思います。道路名称を慎重に検討して欲しいです。

市古議長

「梨の道線」という名称に関して、梨が自分たちのまちのシンボルなんだ、少しでも子供たちに伝えていきたいんだというポジティブな考え方もあると思います。「矢野口公園」という一般的名称を「梨公園」という名称にするといった検討も進めて欲しいです。

それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、本日の日程はこれですべて終了といたします。

以上をもちまして、令和7年度第1回稲城市都市計画審議会を閉会いたします。